第199号
昭和41年11月1日

昭和29年10月15日
第3種郵便物認可

毎月1日発行
定価1部3円

広報おだわら

発行所
小田原市役所
小田原市城内3番22号
編集兼発行人
藤岡照正

株式会社 文進堂印刷

全世帯配布

小田原市の推計人口
10月1日現在
人口 146,108人
男 72,246人
女 73,913人
世帯 34,547世帯
人口 59人増
男 59人増
女 70人増
世帯 59世帯増
月の比較前と比較

11月の納税

(市税) 固定資産税 第3期分
(県税) 都市計画税
(国税) 個人事業税 第3期分
申告所得税

納期限 11月30日

お忘れなく期限までに納付してください。

小田原市納税貯蓄組合連合会

昭和41年度小田原市戦没者合同慰霊祭

戦没者合同慰霊祭を挙行

遺族、来賓など1,500名参加

去る十月四日市庁舎小会議室で、小田原市戦没者合同慰霊祭が、来賓、遺族代表の参列のもとに、厳粛に挙行されました。

この日、小田原市戦没者遺族会の会員の皆様方、来賓の方々、遺族代表の方々が、一堂に会し、戦没者の冥福を今日の平和な生活に感謝しつつ、ご冥福をお祈りしました。

この合同慰霊祭は、まず、市長の挨拶に続いて、来賓の方々、遺族代表の方々の順に、市長、議長、遺族代表の方々が、玉ぐしを捧げられ、厳粛な雰囲気のなかで、ご冥福をお祈りしました。

この日、市長は、「戦争は、人命を奪い、財産を失わせ、国土を焦土と化し、国民を塗炭の苦しみに陥れるものであり、二度とあってはならない。戦争犠牲者の尊い犠牲の上に築かれた、今日の繁栄と平和を、いつまでも、大切にしなければならない。」と、述べられました。

この日、遺族代表の方々は、「戦争の犠牲者の尊い犠牲の上に築かれた、今日の繁栄と平和を、いつまでも、大切にしなければならない。」と、述べられました。

専決処分で 一千百万円を追加

台風26号の災害復旧に

去る九月一、二日の台風26号による災害復旧のため、次の事業費を追加することになりました。

一、一般会計 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

農業用施設災害復旧費 一千百万円

農業用施設災害復旧費 一千百万円

農業用施設災害復旧費 一千百万円

農業用施設災害復旧費 一千百万円

急傾斜緊急砂防工事費 六百万円

緊急治山事業費 一千百万円

緊急砂防事業費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

農林水産業費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

土木費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

公園費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

教育費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

学校管理費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

社会教育費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

保健衛生費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

清掃費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

消防費 一千百万円

災害復旧費 一千百万円

公債費 一千百万円

元利償還金 一千百万円

水道事業費 一千百万円

水道事業費 一千百万円

水道事業費

10万円の特別給付金
戦傷病者などの妻へ

国は戦傷病者などの妻などに対する特別給付金（10万円）を、戦傷病者などの妻などの死亡後、婚姻の事実のあった者に対し、次の要領で支給することになりました。

一、特別給付金を受けられる資格

①昭和41年11月1日現在、戦傷病者などの妻などの死亡後、婚姻の事実のあった者

②その死亡後、婚姻の事実のあった者が、その死亡後、婚姻の事実のあった者の妻（重婚の妻を含む）にもあり、また、

不遇な児童に健全な家庭を

里親、職親を求める運動

里親制度、家庭用寄宿舎制度は、両親のない子、両親のあっても、その家庭が、経済的、精神的、その他の理由で、あるいは、病気などのために、その子を、家庭のように、愛情をもって、育てることが、適当でないと認められる場合、家庭のような、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

方法としては、恵まれない、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

里親、または、職親に、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

里親、または、職親に、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

委託されます

児童はこのように

委託費が支給されます

里親・職親になるには

里親、または、職親、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

里親、または、職親、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

里親、または、職親、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

委託費が支給されます

里親・職親になるには

里親、または、職親、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

里親、または、職親、委託されると、児童は、家庭の、雰囲気のもとで、健全な、生活を、保障することが、適当であると、認められる、児童を、里親、または、職親に、委託して、その、養育を、求めている、制度です。

委託されます

児童はこのように

委託されます

里親・職親になるには

みんな元気に「歩け運動」

10月10日体育の日に実施される

市教育委員会と市体育指導委員会主催にさる10月9日の「歩け運動」に、体育の日に関係なく、ふだんの日に、体力つくりのスポーツをと思われたのの日、市民祭の日、市民祭の日、市民体育大会の日、市民祭の日、市民祭の日、市民祭